

業務指示書

ガーナ国水産振興計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年5月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

✓ (○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

○ 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

○ 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

○ 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

✓ 注) 類似業務：水産施設に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

✓（○）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ程度としてください。

注)（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

✓（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、（4）要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下（3）に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ガーナ及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含まず。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 49.826 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 127.92 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/運営維持管理計画

施設設計/水産物流通

環境社会配慮

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.17 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月6日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

7

ガーナ国水産振興計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/運営維持管理計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 施設設計/水産物流通	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 環境社会配慮	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ガーナ沿岸海域は、ギニア湾海流等の影響で季節的に湧昇流が発生し、生産性の高い海洋環境が形成されている。ガーナ国（以下、「ガ」国）はアフリカでも有数の漁業国で、トロール漁業などの大規模漁業と沿岸小型漁船、カヌーによる沿岸漁業が盛んに行われ、海岸延長 550km（大陸棚面積約 2 万 km²）ながら、年間約 32 万トンが漁獲されている。その中でも、伝統的なカヌーによる漁業は漁獲量の約 7 割を占める（2010 年）。漁民は約 11 万人で、近年の経済成長に伴う GDP の拡大により水産業の GDP に占める割合は 4.4%（2007 年）から 1.7%（2011 年）へと低下しているが、漁業セクターにおける雇用率は「ガ」国全体の約 100%を占め、1 人当たりの年間水産物消費量は約 30kg に達し、世界平均の 16.7kg の約 2 倍と有数の消費国である（2007 年）。このため、高い水産物需要に国内漁獲量が追いつかず、約 19 万トンの水産物を輸入している（2011 年）。「ガ」国における近代的な大規模漁港はテマ漁港とセコンディ漁港であり、この 2 港のみが製氷施設を有する。テマ漁港は遠洋漁業、セコンディ漁港は沿岸漁業が主流である。

セコンディ漁港の課題として、利用者の増加による漁港の混雑や効率性の悪化、水揚施設や荷捌場、製氷施設等の不足や老朽化による漁獲物の品質低下が挙げられる。特に、水揚げされる小型魚は、適切な保存技術・設備がないために廃棄されており、漁民は収入機会を逸している。かかる状況を打開するため、「ガ」国政府はセコンディ漁港における埠頭延長、波除堤の建設、船揚げ斜路の建設、冷凍庫、製氷機の調達を内容とする「水産振興計画」（以下、プロジェクト）の実施について、2010 年、我が国に無償資金協力を要請した。本概略設計調査（以降、本調査とする）は、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を詳細に検討し、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、基本設計を行うことを目的とする。

また、「ガ」国政府からの要請書に記載されていた情報に基づき、「カテゴリ B」に分類。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標：

沿岸漁業の収益性及び持続性が向上することで財政及び経済が改善する。

(2) プロジェクト目標：

- ア 漁船のための埠頭及びその他必要な設備を整備する
- イ インフラを整備することで水産物の生産量及び付加価値が向上する
- ウ 係留漁船の混雑を解消させる

(3) 成果：

- ア 漁港の安全が確保される
- イ 漁船の係留場所が十分に確保される

ウ 製氷能力が増加する

(4) 活動・投入計画

1) 我が国への要請内容（要請金額：約 10.0 億円）

- ア 係留岸壁の延長（160m）
- イ 波除堤の建設（100m）
- ウ 船揚げ斜路の建設（350 m²）
- エ 製氷施設の建設（15t/day）
- オ 冷凍庫（50 m²-100 m²）

※2010 年に要請書に記載された要請内容。但し、現在改めて要請書を取り付け中。
詳細は、本調査で確認。

2) 相手国側の投入計画

以下は 1997-1998 年に当時の運輸通信省（現 運輸省）及びガーナ港湾公団（GPHA）をカウンターパート機関として実施した「セコンディ漁港建設計画」基本設計調査時の先方負担事項。本調査で改めて確認する。

- ア 用地の確保及びクリーニング
- イ プロジェクトサイトへの適切なアクセスの提供
- ウ 電気・水道・電話等の接続
- エ プロジェクトサイトの周囲の造園やフェンス等の付帯工事の実施
- オ 「ガ」国へ輸入される機材の通関における免税措置
- カ 認証された契約及び契約に係る業務を遂行するために「ガ」国に入国する日本人に対し、「ガ」国で課せられる税金その他の課徴金の免税
- キ 認証された契約に係る業務を遂行するために「ガ」国に入国する日本人に対し、同国入国及び滞在に必要な便宜を与えること
- ク 銀行取決め及び支払授権に係る手数料
- ケ 工事に必要な「ガ」国内での許可・認可取得
- コ 日本の無償資金協力によって建設された施設の適切かつ有効な利用
- サ 本プロジェクトに必要な費用で、日本の無償資金協力の範囲外の一切の費用負担

(5) プロジェクトサイト

ウェスタン州セコンディ・タコラディ市 セコンディ漁港

(6) 関係機関

監督省庁：運輸省

実施機関：ガーナ港湾公団（以下、GPHA）

(7) 受益者

直接受益者：漁民、漁業従業員、仲買人等漁業関係者 45,000 人

間接受益者：西部州の沿岸及び内陸の人口全体

※2010年に要請書に記載された情報。詳細人数等を含めて本調査で確認。

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「ガ」国政府から要請のあったセコンディ水産振興計画について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構が「ガ」国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施プロセス

本調査においては、①概略設計調査（概略設計、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

(3) 既存資料の活用

調査にあたっては、1996年に実施した「セコンディ漁港整備計画」の基本設計調査報告書、事後評価結果報告等の既存資料を参考にし、効率的な調査を行う。

(4) BOP ビジネス協力準備調査との連携可能性の検討

施設・機材計画の検討に当たっては、別途実施したBOP ビジネス協力準備調査「「ガ」国における地産地消ビジネス」（2012年）の調査結果及び調査実施企業による今後の事業計画も調査のうえ連携可能性を協議・確認し、土木・施設・機材計画に反映する。

(5) 本漁港の利用状況の正確な把握

漁港利用者は前回の無償施設整備（1999年完工）後から当初想定よりも大幅に増加し、混雑が問題となっている。本調査において、入港漁船や水揚・保蔵施設利用者（仲買人、小売人）の数とその利用状況を可能な限り詳細に把握し、本プロジェクト施設の利用者数を適切に設定する。また、必要に応じてガーナ側が実施する混雑緩和の方策を確認する。

(6) 自然条件調査

本漁港では荒天時の波浪により一部漁船に破損等が発生していることが報告されている。本調査にて波浪等が利用者にも与える影響・問題の詳細につき関係者から聴取する。また、土木・施設設計に必要な自然条件調査を実施し、その結果を適切に分析する。

(7) 土木・施設・機材計画

土木・施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける漁船の運行形態、水産物の流通状況、水産物取扱量・施設利用者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情等環境等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案のコストを概算し、費用対効果も十分に検証する。

(8) 機材仕様

機材の仕様設定においては、既存漁港施設における現有機材、メンテナンスの容易性を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。

(9) 運営維持管理体制

計画施設・機材の運営・維持管理体制については、実施機関として運営・維持管理の責任を負う機関である GPHA の人員体制、人材の能力、財政状況を評価・確認するとともに、監督官庁である運輸省による運営モニタリング体制や補完的な支援体制についても確認し、運営維持管理方法、必要な人員体制、収支計画を慎重に検討した上で「ガ」国側に提言を行う。特に、港湾の利用状況が過密になっていることから、漁船の安全確保や水質汚染防止に向けたモニタリング体制について検討をする。

(10) 我が国無償資金協力によって整備された施設（テマ漁港）との機能配分

本プロジェクト施設から 250km 程離れた地点には、我が国の無償資金協力で再整備・改修されたテマ漁港が存在する。テマ漁港は、首都アクラ及びテマ市を後背地に持ち、「ガ」国の漁業活動の中心を担い、更に遠洋漁業のための大型船を主に対象としており国全体としてセコンディ漁港との役割分担がなされている。本調査において

念のため両港の機能配分について確認する。

(1 1) 水質汚濁防止策の必要性

漁港内における水質汚濁防止策の必要性が外務省による第8回「開発協力適正会議」(2013年2月26日実施)において指摘されている。港内の水質管理に関する対応にも十分に留意する。

(1 2) その他

- 1) 公租公課および免税措置について調査し、先方政府負担事項について合意する。
- 2) 広報効果発現のために有効な措置とその計画について検討する。

6. 業務の内容

<国内準備>

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

<現地調査>

(2) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・目的・内容等の確認

- 1) 「ガ」国における国家開発計画、水産開発計画及び水産関連の統計情報を精査し、本プロジェクトの背景、位置付けを再確認する。
- 2) 「ガ」国の他漁港を含めた国内漁港整備・運用の全体方針、セコンディ漁港の位置づけ、想定している利用者数、水産資源管理実施方針の有無等を確認し、その妥当性を検証の上、漁港の適正な利用者数及び本プロジェクトがカバーする利用者数を検討する。また、「ガ」国側による今後の具体的な漁港運用方針、混雑緩和方策を確認する。
- 3) 既存施設・機材に係る課題を調査のうえ、先方政府との協議及び施設利用者に対するインタビュー調査等を行い、要請内容の必要性、妥当性を分析・検討するとともに各要請コンポーネントの優先順位を確認する。
- 4) 無償資金協力の定量的及び定性的効果ならびに評価指標及び目標値を検討し、その策定・活用のためのベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査で網羅すべき調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案する。

(4) サイト状況調査

- 1) セコンディ漁港の土地所有状況、土地利用許可の取得状況を文書にて確認し、本プロジェクトを進めるうえで土地利用に関して問題がないか、必要な手続き等確認を行う。
- 2) プロジェクトサイト用地を含めたセコンディ漁港全体の開発計画を確認するとともに、

「ガ」国側と協議の上で本プロジェクトのサイト用地を確定する。

- 3) 計画サイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・整備計画を確認する。

(5) 自然条件調査（別紙「自然条件調査仕様書」）

- 1) 概略設計に必要な自然条件調査（気象・海象調査、地質調査、潮汐・波浪調査、漂砂調査、水質調査、深淺測量等）を実施し、適切な施設設計と施工方法を検討する。製氷用水の水質は製氷機の維持管理計画を検討する上で重要となることから、必要な項目の水質分析を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。
- 2) その他配慮すべき自然条件を確認し、設計に反映させる。
- 3) なお、別紙に示す通り一部の項目については現地再委託にて実施することを認める。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。

(6) 水産物流通状況調査

- 1) 本プロジェクトサイトにおける水産業の現状（資源動態、水揚量、水揚額、水揚時間、水揚魚種構成、水産物加工品生産量、漁業及び関連産業従事者、漁船タイプ・数等）及び将来の見通しを、目視・インタビュー調査及び既存統計資料等をもとに確認する。
- 2) 本プロジェクトサイトからの水産物の流通経路（月別流通量、販売価格（卸売・小売等）、取引形態、販売拠点等）を確認し、流通フロー図として取りまとめる。また、流通量の季節変動を既存資料や聞き取り調査を基に確認する。
- 3) 本プロジェクトサイトにおける水産物の流通業従事者に関する情報（規模、業者組合、規則、活動エリア等）を収集する。
- 4) 既存の製氷施設の運用状況を確認し、氷の流通量・取引価格・氷利用者等の調査を行う。
- 5) 上記をもとに、本プロジェクトサイトにおける水産物流通に係る課題を抽出する。
- 6) 本プロジェクトサイト、流通経路における漁獲物の損耗率（物理的損耗、価値損耗）の調査を行う。損失については、出来る限り定量的に分析を行う。
- 7) 本プロジェクトにより水産物流通がどのように改善し、利用者（漁民、仲買人、小売人）ごとの衛生・品質管理、作業環境、利便性、経済性等が定量的・定性的にどのように向上するか、他の類似整備計画のデータとも比較検討の上、詳細に分析する。

(7) 運営・維持管理体制にかかる調査

- 1) 運輸省及びGPHAの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。
- 2) 本プロジェクト施設に係る追加の人件費、光熱水費、日常的な維持更新費に加え、中長期的な施設・機材更新のための必要積立額なども勘案の上、区画・市場使用料収入、氷販売収入等の計画内容を精査する。これらの情報を基に持続的かつ健全な計画施設運営のための収支計画案を策定する。

- 3) 本プロジェクト施設の運営・維持管理に係る運営計画策定等、技術支援の必要性を確認すると共に、「ガ」国側からソフトコンポーネントの要請が示された場合はその具体的内容を計画する。また、ソフトコンポーネントの再委託先として適当なローカルコンサルタント、NGOの有無を確認し、適当な再委託先がある場合は必要経費を調査する。

(8) 環境社会配慮

本調査では、「ガ」国法制度に基づき必要となる手続きの具体的内容、必要書類、スケジュールを確認し、タイミングよく適切に手続きが行われるべく支援し、進捗を確認する。また、本調査で得られる情報を、適時に適切な形で「ガ」国側に提供する。進捗管理に当たっては、JICAと随時連絡を取り合いつつ進めることを求める。

本プロジェクトは、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」(以下、JICA環境ガイドライン)に基づき、環境カテゴリBに分類されている。本調査では、JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。特に、本プロジェクトに伴い、海洋土木工事が発生することから、底質調査(浚渫土砂に重金属等が含まれる可能性の確認等)等必要な自然条件調査を行うとともに、相手国法制度や国際条約も確認の上、適切な処理方法を検討する。調査にあたっては、現地NGO等への再委託を認める。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離
 - ウ 関係機関の役割
 - エ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - オ 影響の予測
 - カ 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
 - キ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - ク 予算、財源、実施体制の明確化
 - ケ 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の作成
 - コ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- 3) 調査にあたっての留意事項
 - ア 相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案およびモニタリング・フォーム案を作成する。特に、「セコンディ漁港建設計画」の事後評価にて、セコンディ漁港引き渡し後の2年間、新漁港を利用できなかった点が指摘されており、留意する。
 - イ 本プロジェクトに伴い、大規模ではないが住民移転(計画サイト内で商業活動を

行っている利用者の一時移転を含む)が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には、JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。

(ア) 事業目的、及び用地取得・住民移転が必要となる理由

(イ) 移転者等、事業対象地の占有者すべてを対象とした人口センサス及び財産・用地調査結果

(ロ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

(ハ) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件

(ニ) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

(ホ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策(営業活動、既存施設の稼働率への影響を最小化するための対策も含む)

(ヘ) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き

(ヘ) 移転や補償に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定、及びその責務

(コ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

(カ) 費用と財源

(キ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリング・フォーム

(ク) 事業の初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

ウ 簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

エ 本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

オ 上記 2) コに関するステークホルダー協議は、漁港利用者の種類(漁師、漁獲物運搬者等)ごとに実施し、本漁施設における衛生、資源管理等、利用面の課題に応じたセミナーを GPHA 等と共に実施する。

(9) 現行施設の利用状況調査

1) 漁港においては、漁民や小売人のみならず、仲買人、競売人、運搬人、行商人、消費者等多くの関係者が出入りする。よって、現行施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。

2) 水揚げ施設についても、利用船舶の数、サイズ、入港・水揚げ・滞在時間等から現行施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。

(10) 土木設計

1) 係留岸壁については、作業効率等現状・課題の確認、利用する漁船の隻数等を「ガ」国側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、水面から棧橋面までの高さ及びコスト等を検討のうえ、材料、構造、規模、仕様を計画する。なお、係留岸壁に給水、

給電などの設備が設置される計画があれば、事前に給水設備・給電設備のルート・設置場所を「ガ」国側と協議する必要がある。

- 2) 波除堤については、波浪が漁港運用に及ぼす影響につき具体的な状況を確認し、波浪等の関連調査結果を迅速に分析した上で、(現地調査期間中に) その必要性に対する初期的な評価を行う。導入の必要性が高いと判断された場合には、関連調査結果に基づく適切な設計基準を設定し、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討し、最適な設計・構造を計画する。その際には、計画サイトの自然条件・周辺環境への影響の可能性にも十分に配慮する。
- 3) 船揚げ斜路については、利用する漁船の隻数、現状の出漁準備・水揚作業に係る具体的な弊害等を「ガ」国側との協議等を踏まえ確認した上で、計画サイト前面浜の自然条件・周辺環境への影響の可能性等を踏まえ、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討し、最適な設計を計画する。
- 4) 荷捌き場については、2010年時点の要請書の内容にはないものの、既存資料によると面積が不足している。「5. 実施方針及び留意事項」(4)で述べたBOPビジネス協力準備調査にて、魚の質向上のために荷捌き場の重要性が指摘されている。既存施設の利用状況に応じ荷捌き場の拡張を検討、設計を計画する。

(1 1) 施設計画調査

1) 施設全体

- ア 施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、生鮮水産物を取り扱う施設であることから、「ガ」国政府の衛生管理に適合する施設計画を検討する。
- イ 計画施設での水産物取扱量は、水産物流入量・搬出量、時間・週・季節等による変動量、計画施設を利用する水産物流通業者数等に鑑みて適正量を検討する。
- ウ 施設配置は、魚市場への鮮魚の搬入、荷捌、鮮魚陳列、卸売り販売、小売市場への搬出という一連の動線に配慮するとともに、利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。
- エ 施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、鮮魚を取扱う施設であることから、衛生管理が容易な施設計画を検討する。

2) 施設配置

- ア 計画施設における漁港の配置・設計は、計画施設を利用する漁民が中長期的に増加する可能性を踏まえ、将来の区画拡大に対応できるように検討する。
- イ 施設配置は、限られた用地の中で、水揚げ、荷捌き、競売、処理・加工、搬出という一連の動線に配慮し、利用者全体の利便性が向上するように計画する。また、当該施設の周辺には各種の既存施設が存在しているため、利用者・関係者の動き、周辺交通への影響等に配慮した計画とする。
- ウ 本プロジェクト施設は水揚げから小売りまでを担うことから、漁業者、競売人、

仲買人、小売・行商人、運搬人、消費者等、全ての施設利用者の動線、滞留等に配慮した施設配置とする。

(1 2) 機材計画調査

- 1) 既存施設の使用状況及び構造等について調査し、増設の妥当性を検討する。
- 2) 機材の選定には実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア サポート体制、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材についてはその妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- 3) 冷凍庫については、冷凍魚輸入・流通状況、既存の冷凍魚取扱業者数、冷凍魚保蔵方法等に鑑みて、本プロジェクト施設に整備することの妥当性を特に慎重に検討する。
- 4) 製氷施設
 - ア 既存製氷業の状況、設置する施設の運転経費と市場の運営管理を行う主体の維持管理能力について把握した上で、その是非を慎重に判断する。供与が適当と判断された場合の規模設定は、本プロジェクト施設での計画生鮮水産物取扱量・変動量、本プロジェクト施設を利用する水産物小売人の計画数、必要製氷率、本プロジェクト施設で製造する氷の利用対象者、生鮮水産物保存方式、施設の維持管理経費と GPHA の財政負担等に鑑みて検討する。
 - イ 製氷方式については、氷の利用対象者の用途に鑑みて比較検討し、GPHA、水産物小売人の意向を踏まえて計画する。
 - ウ 施設で製造する氷の利用対象者は、氷の需給バランス、ニーズ、氷運搬機材の現状、運搬経費等に鑑みて、また既存製氷業者への負の影響が極力少なくなるように配慮し、その範囲を検討する。

(1 3) 調達事情調査

- 1) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- 2) 「ガ」国内における建設事情および建設資材・関連機材の調達事情およびスペアパーツの流通事情を確認する。
- 3) 資機材・消耗品等の現地調達のほか他国（日本または第三国）調達を含めた調達先、価格（輸送費および輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。
- 4) 上記の結果消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

(1 4) 施工計画調査

- 1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- 2) 施設利用者の漁業関連活動・生活への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。必要に応じて、工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する。

(15) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、本方針については、現地調査終了前に方針（案）として取り纏め、先方と基本的な方向性を確認する。

2) 基本計画（漁港の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。また、本計画施設の建設および機材の調達方法に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

ア 施工方針/調達方針

イ 施工上/調達上の留意事項

ウ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）

エ 施工監理計画/調達監理計画

オ 品質管理計画

カ 資機材等調達計画

キ 初期操作指導・運用指導等計画

ク ソフトコンポーネント計画

ケ 実施工程

(16) 相手国側負担事業の確認

1) 本プロジェクト施設の運用、製氷等に際して必要となる適正量の上水・電気整備に係る責任機関、予算確保、手続き、スケジュール等の具体的事項を確認し、計画施設建設開始前に確実に整備されることを求める。特に、「2. プロジェクト概要」(4) 活動・投入計画 2) 相手国側の投入計画に列挙された「ガ」国側の負担事項を確認する。その他、先方政府により整備・実施すべき具体的作業項目について明らかにし、その具体的計画を確認の上合意を図る。

2) 本プロジェクト施設運用の立上げ時及び施設の運営収支が赤字となった際の運営経費の政府補填につき、「ガ」国側の計画を確認する。

(17) 他ドナーによる水産分野援助事情調査

他ドナーによる水産分野援助の事情を調査し、他案件との重複を避けるとともに連携の可能性を検討する。

(18) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費に加え、完工後の施設の維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当たっては、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算総括表・具体的積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」の補完編を含め、参照の上作成すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安状況にかかるリスク

(19) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(20) プロジェクトの評価/事業効果指標の設定およびベースラインデータの測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価指標を設定し、定量的効果については、適切な指標を設定した上で、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。定性的効果については、質的変化のベースラインとなる改善前の状況の記述を詳細に行う。

なお、指標設定にあたっては、運用指標と効果指標を区別する様に留意し、整理すること。

(21) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について機構と協議する。

(22) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)を「ガ」国関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

「ガ」国関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文1部 |
| | : 英文1部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文1部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文1部 |

- : 英文 1 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
 (※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚
 (※完成予想図を含む。) : 英文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚
 : 英文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚
 : 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012 年 11 月改訂版）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2013年6月下旬より国内事前準備を開始し、2013年7月上旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2013年11月下旬までに概略事業費積算を行い、2013年12月上旬に概略設計概要説明、2014年1月中旬までに準備調査概要資料を、2014年1月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

調査実施スケジュール案（全体）

	2013年								2014年		
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事前準備		□									
現地調査			■	■							
国内解析					□						
概略設計 概要説明								■			
準備調査 概要資料									▲		
報告書提出									▲		
閣議										▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：17.5 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/運営維持管理計画（2号）
- 2) 施設設計/水産物流通（3号）
- 3) 土木設計
- 4) 自然条件
- 5) 機材計画/調達計画
- 6) 環境社会配慮（3号）

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料/閲覧資料等

<配布資料>

- (1) 無償資金協力要請書
- (2) ガーナ国地産地消ビジネス事業準備調査(BOP ビジネス連携促進) 報告書

<閲覧資料>

(1) 『ガーナ共和国 セコンディ漁港整備計画基本設計調査報告書』(1996年12月)
JICA 図書館にて閲覧可能。

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000038992>

(2) 『無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価(ガーナ)報告書』(2007年3月)

外務省 Web サイトより閲覧可能。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/pl_2006_jigo/ghana/index.html

(3) 開発協力適正会議第8回会議録

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査

1) 団員構成: 総括

計画管理

2) 調査行程: 約10日間

3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・
範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 概略設計概要説明(報告書案説明)

1) 団員構成: 総括

計画管理

2) 調査行程: 約10日間

3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容(計画
設計の基本方針案)について検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りま
とめる。

5. 現地再委託

別紙(自然条件調査仕様書)にて現地再委託を可としている調査項目について、当該業
務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGOに再委託して
実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性
および調査結果の質の確保に十分に留意すること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比
較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の
監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」（2012年11月版）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）スケジュールを鑑み、国内解析及び概略設計概要説明（現地調査）双方に対応可能な体制とすること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ガーナ事務所、在ガーナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

以上

(別紙)

自然条件調査仕様書

自然条件調査は、概略設計調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

- 1) 本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。
- 2) 以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容および既存の資料も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、本件プロポーザルにて提案するものとする。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。
- 3) 既存の資料を十分に活用することで効率的な調査を実施することとする。
- 4) 必要な自然条件調査は概略設計調査の中で行うことを原則とする。ただし概略設計調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、概略設計調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、概略設計・概要説明調査にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合は本件プロポーザルにその旨記述するものとする。

調査項目	目的	数量	備考 (再委託の可否)
1. 陸上地形測量	計画サイト（係留岸壁、船揚げ斜路、の陸上部、施設）の地形、既存構造物の把握	約 10,000m ²	可
2. 海底地形測量	計画サイト（係留岸壁、船揚げ斜路の海底部、防波堤）の地形、既存構造物の把握	約 16,000m ²	可
3. 地質調査	施設の設計に必要な土質状況の把握	係留岸壁：1箇所 防波堤：1箇所 船揚げ斜路：1箇所 (場所を図面で提示) ボーリング長：20m	可
4. 底質調査	飛砂及び漂砂の堆積状況の把握及び浚渫土砂の埋立材としての適用性を確認 (重金属分析を含む)	4箇所	可
5. 水質調査	計画サイト周辺水域の環境影響評価に必要な水質の現況把握	4箇所	可
6. 気象調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な気象状況の把握	—	既存データの収集、関係者への聴取
7. 海象調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な海象状況の把握	—	既存データの収集、関係者への聴取
8. 波浪調査	施設の計画・設計及び施工計画に必要な波浪状況の把握	—	既存データの収集、関係者への聴取
9. 潮流調査	航路における潮流の把握	1~2 箇所	日本から持ち込む流速計にて測定
10. 潮汐調査	施設の計画・設計、施工計画に必要な潮位の把握及び過去の異常潮位の確認	—	既存データの収集